

新	旧
<p>様式第11号（第35条関係）</p> <p>土木設計等業務委託契約約款</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいづれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 受注者が次のいづれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合には<u>その役員、その支店又は</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。  <u>（削る）</u></p> <p>ロ 役員等が、<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を<u>利用する等している</u>と認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>二 役員等が、<u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等している</u>と認められるとき（口に該当する場合を除く。）。</p> <p>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ・ト（略）</p>	<p>様式第11号（第35条関係）</p> <p>土木設計等業務委託契約約款</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいづれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 受注者が次のいづれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合には<u>その役員又はその支店若しくは</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下この号において同じ。）が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>ロ <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>ハ 役員等が<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を<u>利用するなどした</u>と認められるとき。</p> <p>三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ・ト（略）</p>